

婦人科救急医療体制検討会規約

(目的)

第1条 この会議は、「福岡市救急医療協議会」の専門部会として、(周産期医療施設を中心とした)婦人科救急医療について、一次、二次、三次医療施設の役割分担を明確にするとともに、各医療施設間の連携のあり方について検討することを目的とする。

(会議の名称)

第2条 この会議の名称は、「婦人科救急医療体制検討会」とする。

(所掌事務)

第3条 会議は、第1条に掲げる目的達成のため、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 婦人科救急に関する現状把握と課題整理
- (2) 婦人科救急医療体制充実に向けた各医療機関の役割分担と連携のあり方の検討
- (3) その他、本会議の目的を達成するため必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(座長)

第5条 会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成24年7月4日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。